

人事行政の運営などの状況を公表します

市職員の給与をはじめ、人事行政の運営などの概要についてお知らせします。

詳しくは、市のホームページ (<http://www.city.omura.nagasaki.jp/>)・市役所情報コーナーで
ご覧いただけます。

■問い合わせ 人事課(内線271)

1. 職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 区 分 部 門 | 職 員 数 | | 対前年増減数 | 主な増減理由 | |
|------------|-------|-------|--------|--------|------------------|
| | 平成20年 | 平成19年 | | | |
| 一般行政 | 議 会 | 8 | 8 | 0 | |
| | 総 務 | 140 | 137 | 3 | 水資源対策室などの設置 |
| | 税 務 | 37 | 36 | 1 | 収納担当職員の増員 |
| | 民 生 | 82 | 82 | 0 | |
| | 衛 生 | 60 | 61 | △1 | 焼却炉夜間運転管理業務の民間委託 |
| | 労 働 | 0 | 0 | 0 | |
| | 農林水産 | 36 | 36 | 0 | |
| | 商 工 | 16 | 17 | △1 | |
| | 土 木 | 54 | 54 | 0 | |
| 小 計 | 433 | 431 | 2 | | |
| 特別行政 | 教 育 | 76 | 85 | △9 | 調理業務の民間委託 |
| | 小 計 | 76 | 85 | △9 | |
| 公営企業等会計 | 病 院 | 3 | 261 | △258 | 市立病院への指定管理者制度導入 |
| | 水 道 | 32 | 30 | 2 | 水道事業担当職員の増員 |
| | 下 水 道 | 32 | 33 | △1 | 水質検査業務の民間委託 |
| | そ の 他 | 66 | 59 | 7 | 競艇事業担当職員などの増員 |
| | 小 計 | 133 | 383 | △250 | |
| 合 計 | 642 | 899 | △257 | | |

職員数は、一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を有する
休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は含みません。

2. 定員適正化計画の数値目標

①定員適正化目標

平成17年度を起点として、平成21年度までの集中的な改革(集中改革プラン2005)を策定し、平成22年4月1日までに職員数を885人にすることを目標としていましたが、上記のとおり平成20年4月からの市立病院への指定管理者制度導入等により、平成20年4月1日現在の職員数は642人となっています。

②定員適正化手法の概要

市が直営で行う業務の民間委託や事務事業の見直し、組織の再編・統合などの見直しによる行政組織のスリム化により、人員削減を図ります。

3. 人件費 (普通会計決算)

| 区 分 | 住民基本台帳人口 | 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) | 前年度人件費率 |
|--------|----------|-------------|------------|------------|---------|
| 平成19年度 | 91,088人※ | 324億1,634万円 | 52億5,821万円 | 16.2% | 17.8% |

※平成20年3月31日現在

人件費には、特別職の報酬や共済組合の事業主負担金なども含まれます。

4. 職員給与費 (普通会計決算)

| 区 分 | 職員数(A) | 給 与 費 | | | | 1人あたり給与費(B/A) |
|--------|--------|------------|-----------|-----------|------------|---------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計(B) | |
| 平成19年度 | 516人 | 21億7,711万円 | 3億3,279万円 | 9億2,785万円 | 34億3,775万円 | 666万円 |

職員手当には、退職手当は含まれていません。
職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

5. 平均給料月額および平均年齢

| 一般行政職 | |
|----------|--------|
| 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 354,200円 | 45歳5か月 |

6. 初任給

| 区 分 | 一般行政職 | |
|-------|----------|-----------|
| | 初 任 給 | 採用2年後の給料額 |
| 大 学 卒 | 167,034円 | 180,226円 |
| 高 校 卒 | 135,897円 | 145,306円 |

一般行政職とは、一般事務職、建築や土木などの技術職などをいいます。

※平成19年7月から職務の級に応じて3～5%の給与減額を行っており、5～7については、減額後の額を記載しています。

7. 経年数別・学歴別平均給料月額

| 区分 | 経年数10年 | | 経年数15年 | | 経年数20年 | | |
|-------|--------|----------|---------|----------|--------|----------|--------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 | |
| 一般行政職 | 大学卒 | 272,085円 | 34歳1か月 | 325,668円 | 38歳7か月 | 358,560円 | 43歳6か月 |
| | 高校卒 | 218,978円 | 29歳11か月 | 275,096円 | 35歳 | 323,808円 | 38歳7か月 |

8. 一般行政職の級別職員数

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----------|------|------|-------|----------|-------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 一般職員 | 一般職員 | 主査 | 係長 主査 | 課長 | 部長 | — |
| 職員数 | 6人 | 25人 | 48人 | 230人 | 50人 | 18人 | 377人 |
| 構成比 | 1.6% | 6.6% | 12.7% | 61.0% | 13.3% | 4.8% | 100% |
| 1年前の構成比 | 2.7% | 6.3% | 14.2% | 59.0% | 13.4% | 4.4% | 100% |

9. 職員手当の状況

| 期末・勤勉手当 | 退職手当 |
|---|---|
| (平成19年度支給割合) | (平成20年度支給率) |
| 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月分 0.725月分 12月期 1.6月分 0.775月分 計 3.0月分 1.5月分 | 自己都合による 勸奨・定年による 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 ※役職に応じた調整額の加算あり |
| ※職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり(5%、10%または15%) | ※役職に応じた調整額の加算あり |

期末・勤勉手当は、一般にボーナスといわれているもので、給料(期末手当は給料に扶養手当を加えた額)に左表の支給率を乗じた額が支給されます。

【退職手当の調整額】

平成18年4月の給与構造改革により、給料月額の下げを行ったことに伴い、役職に応じた調整額(月額16,700円～33,350円(4段階)の60月分)を加算

10. 特別職の報酬などの状況

| 区分 | 市長 | 副市長 | 議長 | 副議長 | 議員 |
|---------|---|----------|----------|----------|----------|
| 給料または報酬 | 837,000円 | 677,700円 | 493,000円 | 419,000円 | 400,000円 |
| 期末手当 | (平成19年度の支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計3.35月分 | | | | |

市長・副市長の給料については、平成15年4月から10%減額しており、減額後の額を記載しています。

11. 職員の分限および懲戒処分状況

| 区分 | 内容 | 平成18年度の状況 |
|----|--|-----------------------|
| 分限 | 分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。 | 休職 4件 いずれも心身の故障による |
| 懲戒 | 懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。 | 戒告 1件 減給 2件 |

12. 職員の福祉の状況

| 区分 | 実施主体 | 内容 |
|--------|---------------|--|
| 共済制度 | 長崎県市町村職員共済組合 | 短期給付、長期給付などに関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険、厚生年金などに相当します。 |
| | 公立学校共済組合長崎県支部 | |
| 公務災害補償 | 地方公務員災害補償基金 | 公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。 |

13. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度 該当なし

14. 不利益処分に関する不服申立ての状況(処理状況)

平成19年度 該当なし